

議案第 7 2 号

岩倉市都市公園条例の一部改正について

岩倉市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市都市公園条例の一部を改正する条例

岩倉市都市公園条例（平成２５年岩倉市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第９条の２の表中

夢さくら公園	休憩室（２階）	休憩所
--------	---------	-----

を

石仏公園	球場	運動施設
	サッカーグラウンド	運動施設
夢さくら公園	休憩室（２階）	休養施設

に改める。

第９条の２の次に次の１条を加える。

（有料公園施設の管理の特例）

第９条の２の２ 石仏公園の有料公園施設の管理については、この条例の規定にかかわらず、岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（令和４年岩倉市条例第２６号）の定めるところによる。

別表第１中

中央公園	岩倉市中央町二丁目２０番地
------	---------------

を

石仏公園	岩倉市石仏町五山寺１番地
中央公園	岩倉市中央町二丁目２０番地

に改め、

同表夢さくら公園の項中「岩倉市八剱町寺山１８５番地１」を「岩倉市八剱町寺山１７３番地１」に改める。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。